



参 考 资 料

Ⅵ 参考資料

1 障害・死亡見舞金・供花料の状況（平成19年度）

（注）この表の件数は、災害が発生したときの学校種ではなく、傷病が治ゆ・固定したときに在籍していた学校種別で集計しているため、本書掲載の事例と数は一致しません。

a 障害等級の給付状況

等級別	学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計	率(%)
第1級		1件	3件	10件	0件	0件	0件	14件	2.82
第2級		0	0	1	0	0	0	1	0.20
第3級		0	0	2	0	0	0	2	0.40
第4級		0	0	2	0	0	0	2	0.40
第5級		0	0	5	0	0	0	5	1.01
第6級		1	1	3	0	0	0	5	1.01
第7級		0	0	3	0	0	0	3	0.60
第8級		3	5	16	0	1	0	25	5.03
第9級		7	9	13	0	0	0	29	5.84
第10級		1	4	13	0	0	0	18	3.62
第11級		2	2	17	0	0	0	21	4.23
第12級		26	21	35	0	2	7	91	18.31
第13級		6	17	35	0	1	0	59	11.87
第14級		43	62	107	3	3	4	222	44.67
計		90	124	262	3	7	11	497	100.00

b 障害種別の給付状況

障害種別	学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計	率(%)
歯牙障害		12件	33件	80件	2件	0件	0件	127件	25.55
視力・眼球運動障害		13	27	87	0	1	0	128	25.75
手指切断・機能障害		5	8	14	0	2	1	30	6.04
上肢切断・機能障害		5	4	1	0	0	0	10	2.01
足指切断・機能障害		0	0	2	0	0	0	2	0.40
下肢切断・機能障害		1	0	10	0	0	0	11	2.21
精神・神経障害		2	8	30	0	0	0	40	8.05
胸腹部臓器障害		3	6	11	0	0	0	20	4.02
外貌・露出部分の醜状障害		46	30	22	1	4	10	113	22.74
聴力障害		2	5	2	0	0	0	9	1.81
せき柱障害		1	1	3	0	0	0	5	1.01
そしゃく機能障害		0	2	0	0	0	0	2	0.40
計		90	124	262	3	7	11	497	100.00

c 死亡見舞金の給付状況

死因別	学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計	率(%)
突然死	心臓系	3件	8件	12件	1件	1件	0件	25件	33.33
	中枢血管系(頭蓋内出血)	0	5	4	0	0	0	9	12.00
	大血管系など	0	0	3	0	0	4	7	9.33
	計	3	13	19	1	1	4	41	54.67
頭部外傷		1	4	4	0	0	0	9	12.00
溺死		2	0	3	0	0	0	5	6.67
頸髄損傷		0	1	0	0	0	0	1	1.33
窒息死(溺死以外)		1	3	1	1	0	0	6	8.00
内臓損傷		0	2	1	0	0	0	3	4.00
熱中症		0	2	2	0	0	0	4	5.33
全身打撲		0	0	5	0	0	0	5	6.67
電撃死		0	0	0	0	0	0	0	0.00
焼死		0	0	0	0	0	0	0	0.00
その他		0	0	1	0	0	0	1	1.33
計		7	25	36	2	1	4	75	100.00

d 供花料の支給状況

事故の型	学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計	率(%)
対自動車事故	徒歩	6件	2件	4件	0件	0件	0件	12件	24.00
	自転車	1	3	15	1	0	0	20	40.00
	原付自転車及び自動二輪車	0	0	3	0	0	0	3	6.00
	その他	0	0	0	1	0	0	1	2.00
	計	7	5	22	2	0	0	36	72.00
その他の事故		0	0	14	0	0	0	14	28.00
計		7	5	36	2	0	0	50	100.00

2 死亡見舞金の額と給付の対象となる災害の範囲

	給付の対象となる災害の範囲
死 亡	学校の管理下の事故による死亡及び中毒・日射病等所定の疾病に直接起因する死亡

3 障害見舞金の等級別障害程度一覧

日本スポーツ振興センターが障害見舞金を支給する障害は、児童生徒等の負傷または疾病が治った場合において存する障害のうち、下表に掲げる障害である。

なお、歯牙障害については、当センターの認定基準において若干緩和した運用をしており、前歯の場合は3本以上でなく2本の欠損でもその歯牙欠損の補綴を行うための両側の歯牙についても歯科補綴を行ったものの歯数に算入することとしている。

等 級	障 害
第一級	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの
第二級	<ol style="list-style-type: none"> 1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの
第三級	<ol style="list-style-type: none"> 1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの
第四級	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第五級	<ol style="list-style-type: none"> 1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 一上肢を手関節以上で失ったもの 5 一下肢を足関節以上で失ったもの 6 一上肢の用を全廃したもの 7 一下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの
第六級	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの

	<ul style="list-style-type: none"> 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したのもの 7 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したのもの 8 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの
第七級	<ul style="list-style-type: none"> 1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの 7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したのもの 8 一足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したのもの 12 女子の外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの
第八級	<ul style="list-style-type: none"> 1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの 4 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したのもの 5 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したのもの 7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したのもの 8 一上肢に偽関節を残すもの 9 一下肢に偽関節を残すもの 10 一足の足指の全部を失ったもの
第九級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 一眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 一耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの 13 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したのもの 14 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 15 一足の足指の全部の用を廃したのもの 16 生殖器に著しい障害を残すもの
第十級	<ul style="list-style-type: none"> 1 一眼の視力が0.1以下になったもの 2 正面視で複視を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したのもの 8 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 9 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの 10 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 11 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの

<p>第十一級</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 一手の示指、中指又は環指を失ったもの 9 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
<p>第十二級</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 一手の小指を失ったもの 10 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 11 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの 12 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 15 女子の外貌に醜状を残すもの
<p>第十三級</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 一眼の視力が0.6以下になったもの 2 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 3 正面視以外で複視を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、まつげはげを残すもの 5 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7 一手の小指の用を廃したもの 8 一手の母指の指骨の一部を失ったもの 9 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 10 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの 11 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
<p>第十四級</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面にてのひらの大の大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大の大きさの醜いあとを残すもの 6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの 10 男子の外貌に醜状を残すもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。
- 二 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 三 手指の用を廃したものとは、手指の末関節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 五 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末関節の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 六 各等級の障害に該当しない障害であって、各等級の障害に相当するものは、当該等級の障害とする。

— 索引 —

あ	明かり取り (天窓)	19障-350
	入口 (出口、出入り口)	19障-6,42,43,50,65,81,89,111,123,128,283,289,346,479
	一輪車	19障-74,75,82
	ウォーミングアップ (準備運動)	19死-3,9,14,21,39,43,48 19障-187,220,393,415 19供-14
	海	19死-37,38
	駅	19死-30,49,56,60,62 19障-451,470 19供-23,26,34,42
	横断歩道	19障-145 19供-5,6,9,12,21,41,43
	嘔吐 (吐き気)	19死-6,9,11,16,46 19障-236,344
	屋上	19死-63 19障-74
	鬼ごっこ	19死-3,6 19障-25,71,100,120,171,258,270,282
	音楽 (準備) 室	19死-26 19障-60,433
か	階段	19死-13,57,71 19障-6,23,113,125,127,172,249,269,281,470,472,482,486
	傘	19障-134,138,143,247
	風 (強風、突風)	19障-325,355,390
	楽器	
	太鼓	19障-30
	ティンパニー	19障-60
	ハーモニカ	19障-118
	リコーダー	19障-26,27,28
	(物の) 角	19障-25,72,74,76,81,88,249,466,472,486,493
	ガラス	19障-42,43,61,79,85,94,111,171,245,254,255,264,270,275, 277,282,283,325,331,346,350,414,433,479 19供-10,27,28
	川	19死-8,36 19供-15
眼鏡	19障-31,224,231,274	
カンナ	19障-298,300	

か	筋力トレーニング	19死-20,42 19障-214,239,385,412,413
	クールダウン	19死-47 19障-149
	けいれん	19死-9,14,15,41,71
	けんか（言い争い・口論）	19障-28,29,36,130,138,214,250,256,259,266,271,290,323,428, 439,441 19供-23
	公園	19死-34 19障-52,53,190,214
	交差点（三叉路）	19供-9,10,11,21,24,25,26,28,31,37,38,40,41,43,44,45,50
	ゴール（ポスト）	19死-6 19障-55,63,131,154,164,192,225,403
	コンタクトレンズ	19障-419
	午睡	19死-72,73,74,75
さ	坂	19死-70 19障-22,49,53,183,288,293,294,448,450,455 19供-10,26
	自打球	19障-211,216,363,392,399,400
	実験	19障-2,437,458
	実習（調理）	19死-67 19障-45,243,295,296,297,298,299,300,301,302,321,322
	昇降口	19障-108,279,438,482
	（人）衝突（ぶつかる）	19障-1,17,19,20,33,34,47,69,71,76,77,80,81,91,92,104,106, 112,132,155,179,180,191,226,227,258,265,273,280,318, 327,329,331,334,385,407,417,459,490
	（物）衝突（ぶつかる）	19死-23 19障-14,31,85,104,111,188,193,319,456,479
	（車・自転車と）衝突	19障-286,447,452 19供-10,11,24,25,26,30,31,32,33,37,43,44,45,46,49
	スキー（スノーボード）	19死-23 19障-21,49,51,334
	頭痛	19死-9,10,11,33,46,48 19障-128
	ストーブ（ヒーター）	19障-66,92,120,265
	スロープ	19障-321
	線路	19死-30,56,61,67 19障-140,291
	側溝（排水溝）	19障-53,126,285,465,490

た	体育館	19死-5,7,10,20,21,28,43 19障-31,43,50,66,83,268,278,414,442
	体育・遊戯施設	
	雲てい	19障-107,112,478
	回旋塔	19障-135
	固定タイヤ	19障-115
	ジャングルジム	19障-26,102,129
	砂場	19障-78,475
	すべり台	19障-91,102
	鉄棒	19死-6 19障-9,10,16,68,90,105,133
	ぶらんこ	19障-114,468,477,481
	肋木	19障-110
	その他遊戯施設	19障-109,124,472,492
	棚（ロッカー）	19障-88,169,434,484,485,493
	チアノーゼ（唇が紫）	19死-13,75
	出合いがしら	19障-69,80,273 19供-25,31,45
	手すり	19障-91,93,125,127,145,262,269,482 19供-20
	テント	19障-189,190,332,348
	転落（落ちた、落下）	19死-7,26,51,52,57,63 19障-9,52,68,87,90,93,102,112,113,115,120,124,125,126,127, 135,147,152,168,169,183,184,186,192,196,197,233,262, 269,284,350,433,436,443,451,465,467,475,481 19供-16,17,36,48
	戸（建具・扉）	19障-38,42,43,79,89,111,275,282,291,479
	道路	19障-134,142,288,291,446,449,452,453,455,465 19供-2,7,27,32,34,35,38,45
	ドクターヘリ	19死-3,13,71
	飛び降りる	19障-100,129,196,197,278 19供-16,36,47
	（プール）飛び込み	19障-146,304
	跳び箱	19障-11,12
	トランポリン	19障-185
な	ネット（防球・防御）	19障-39,94,131,225,348,364,365,366,381,387
は	庇（霧除け）	19死-51,52 19障-433,436

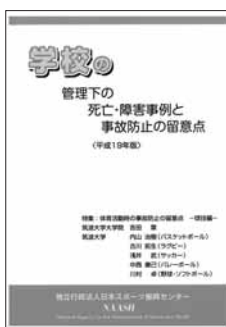
は	プール	19死-1,2,6 19障-5,6,7,146,163,304,461
	ふざけ（冗談）	19障-25,85,97,173,214,253,259,263,265,271,279,316
	部室	19死-49 19障-197
	踏切	19死-30,49,56,59,60 19障-445 19供-42
	ぶらさがる	19障-112,129,154
	ベランダ	19死-7 19障-87,262,282
	便所（トイレ）	19死-5,12 19障-65,70,81,104,116,123,258,259,264,283,467,471,495
	歩道	19障-242,444 19供-3
ま	窓	19死-26,51,52 19障-85,87,93,94,116,120,168,171,233,245,255,350,433,436 19供-16,17
	水飲み場	19障-483
	めまい	19死-48
や	屋根	19障-196,197
ら	（物が）落下（落ちた）	19障-94,117,257,368,373,434
	ランニング（駅伝、ジョギング、マラソン）	19死-9,10,16,20,34,39,40,42,43,44,47 19障-150,151,212,224,238,285,393

学校安全情報

センターでは、学校の管理下での事故防止対策集や事故事例・統計情報などの情報を提供しています。

●学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点 <定価：1,260円>

災害共済給付制度により給付した障害見舞金、死亡見舞金及び供花料を全事例掲載しています。



平成18年版は、平成17年度に給付した全576件。

特集は「通学路の安全」です。

通学路における交通安全や不審者対策を掲載しています。

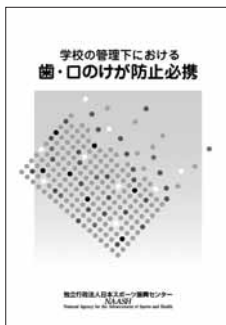
平成19年版は、平成18年度に給付した全625件。

特集は「体育活動時の事故防止の留意点—球技編—」です。

バスケットボール・ラグビー・サッカー・バレーボール・野球（ソフトボール）における事故防止の留意点を掲載しています。

*「学校の管理下の死亡・障害事例集」〈平成13年版〉までは絶版ですが、閲覧は可能です。閲覧をご希望の場合は、下記へお問い合わせください。

●学校の管理下における歯・口のけが防止必携 <定価：630円>



本書は、災害共済給付制度により給付したデータを基に子どもたちの歯・口をけがから守るための知識を深めていただくために作成しました。

教育現場において学校生活の管理と指導に役立つ情報を学校種別に掲載しています。

また、歯の構造やけがの種類など歯に関する簡単な解説も掲載しています。

●学校給食における食中毒防止のQ&A <無償>

本書は、本センターが所有している学校給食調理場で実際に行った拭き取り検査のデータと学校給食関係者から寄せられる衛生管理に関する質問を、分かりやすい解説で掲載しています。

●熱中症の予防について

●水泳事故防止について

●学校給食における食中毒防止の手引き <定価：630円>

●学校の管理下の災害—基本統計— <定価：1,575円>

なお、上記の対策集等はすべて、ホームページより無償にてダウンロードできます。

学校安全支援ホームページを ご活用ください

～学校災害防止に関する情報提供～

センターでは、学校安全支援業務に関するホームページを開設し、学校災害防止に関する情報提供を行っています。災害共済給付業務を通じて蓄積された学校の管理下での事故情報、当センターでの調査研究の成果、調査研究委員会や講習会の情報などを随時更新しています。学校災害防止にご活用ください。

アドレス <http://www.naash.go.jp/kenko/>
または、「学校安全支援」で検索してください



学校安全支援

日本スポーツ振興センターでは、災害共済給付の実施によって得られる事故情報を活用して、調査研究や情報提供を行い、学校災害の減少を図ることとしています。

NAASH 学校安全支援業務のフローチャート:

- 災害共済給付業務 (全国約99,000の学校等から年間約121万件の事故報告)
- 抽出・活用 (調査研究)
- 調査研究 (成果の蓄積、事故事例・事故対策)
- 学校安全情報 (成果の公表)
- 学校災害減少へ (学校関係者・保護者)
- 講習会 (成果の普及)

お知らせ

- ※ 第44回学校安全研究大会について
- ※ センターの学校災害防止対策業務をご利用ください。
- ※ 支所で「歯・口のけが防止」の講習会が実施されました。
- ※ 【学校安全部組織改編のお知らせ】平成20年7月1日(火)に学校安全支援業務を行なう学校安全部の組織改編がありました。問い合わせ先が変更となっておりますので、ご注意ください。

更新情報

- 10/06 講習会情報を更新しました。
- 10/06 ホームページをリニューアルしました。

独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校安全部				
担当	担当業務	TEL	FAX	
学校安全課	学校安全に関する調査研究・講習会	03-5410-9156		
災害共済課	災害共済給付業務	03-5410-9164	03-5410-9167	
安全情報室	学校安全に関する情報提供	03-5410-9154		
食の安全課	学校での食の安全に関する調査研究・講習会	03-3338-9643	03-3338-9618	

学校安全情報

学校の管理下での事故防止対策集や事故事例・統計情報などの提供

- 事故防止対策集
 - 歯・口のけが防止
 - 熱中症の予防
 - 水泳事故防止
 - 学校給食における食中毒防止 など
- 事故事例・統計情報
 - 死亡・障害事例集
 - 基本統計 など

学校災害事故防止に関する調査研究

学校災害防止調査研究委員会や学校での食の安全に関する実態調査・検査などの状況報告や情報提供

講習会

センターが主催する講習会の情報提供やセンターが行った学校災害防止に関する情報提供活動の報告

災害共済給付・支所のホームページも開設しています

制度の概要や申請方法（オンライン請求システム）、関係法令、直近2年間の給付状況、申請様式等のダウンロード、災害共済給付業務に関する情報が掲載されていますので、お役立てください。

アドレス <http://www.naash.go.jp/kyosai/>

また、全国6支所もそれぞれのホームページを開設し、各支所主催の説明会や担当ブロック内の学校安全支援業務の紹介等を行っています。

アドレス <http://www.naash.go.jp/branch/>



**学校の管理下の死亡・障害事例と
事故防止の留意点**
＜平成20年版＞

平成21年3月 発行

発行 独立行政法人日本スポーツ振興センター

学 校 安 全 部

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号

TEL 03-5410-9154 FAX 03-5410-9167

(安全情報室)

ホームページアドレス <http://www.naash.go.jp/>

印 刷 弘 報 印 刷 株 式 会 社

〒104-0042 東京都中央区入船1-5-11
